

私費外国人留学生授業料等減免に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学私費外国人留学生を対象として、経済的理由により修学困難な者に対して、授業料等の一部を減免し、その経済的負担を軽減することによって、学業が継続され、留学の実を上げることが目的とする。

(選考基準)

第2条 授業料減免を受ける者は、正規課程の留学生として学部の2学年以上に在学する学生で、次の条件を備えているものとする。

- (1) 経済的理由により学費の支弁が困難であること。
- (2) 修学意欲が強く学業継続の意志があること。
- (3) 前年度の年間GPAが3.0以上であること。(令和2年度入学生以降)

2 次の各号のいずれかに該当する者については、授業料等減免の対象としない。

- (1) 国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生
- (2) 出席日数等の履修状況により、学業継続の意志が認められない者
- (3) 休学している者
- (4) 本大学特待生である者
- (5) その他授業料等減免者の資格に該当しないと認められる者

(申請手続き)

第3条 授業料等減免を希望する者は、所定の申請書に次の書類を添付し、国際交流センターへ申請するものとする。

- (1) 在留資格を確認できる書類
- (2) 経済状況を証明する文書
- (3) その他大学が必要と認める書類

(減免額)

第4条 授業料等減免の額は、所定の納付額の半額を限度とする。

(減免期間)

第5条 授業料等減免は、当該年度1か年とする。ただし再申請を妨げない。

(審査決定)

第6条 授業料等減免を受ける留学生は、留学生支援会議において、その経済、学業状況等について審査し、学長が決定し、その決定を受けて理事長が授業料等減免を行う。

(留学生授業料等減免に関する基準)

第7条 留学生授業料等減免に関する基準は、仕送り額を含む収入が年額300万円未満（薬学部は400万円未満）程度であることを原則とし、学業成績や勉学の意欲などを勘案して決定する。

（減免の取消し等）

第8条 次の各号のいずれかにより不適格と認められるときは、学長は、その授業料等減免を取り消すことができる。

- （1）休学又は退学したとき
- （2）学則に違反する行為があったとき
- （3）学業成績又は素行が著しく不良となったとき
- （4）授業への出席率が8割を下回ったとき
- （5）第2条第1項の各号に該当しなくなったとき
- （6）第2条第2項のいずれかに該当するとき
- （7）その他授業料等減免の取消しに相当する理由があったとき

2 前項により授業料等減免を取り消された者は、所定の授業料等を納入しなければならない。

（庶務）

第9条 私費外国人留学生授業料等減免に関する事務は、国際交流センターが行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。